

## お知らせ コーナー

● 甲 = 申込み ※時間は24時間制の表記です  
● 問 = 問合せ

中京区役所ホームページ  
<http://www.city.kyoto.lg.jp/nakagyo/>

### 区役所

くやくしょ

〒604・8588  
中・西堀川通御池下る

☎ (代表) 812・0061  
FAX 812・0408

● 介護保険適用除外施設への入退所は14日以内に届出を

● 2月と3月は「滞納整理強化期間」です

京都市国保に加入している40歳～64歳の方(介護保険第2号被保険者)が、介護保険適用除外施設に入所された場合、入所中の介護分保険料が不要となります。入所及び退所があった場合には、14日以内に必ず保険年金課へお届けください。

☎ 保険年金課 (☎812・22880)

本市では、納税の公平性と市税収入を確保するため、滞納市税の徴収強化に努めています。そのため、2月と3月の2箇月間を今年度2回目となる「滞納整理強化期間」として、集中的に市税徴収の取組を進めます。

期間中は、昼間や平日に連絡が取れない方に対して、夜間・休日にご戸訪問や電話などによる納税の指導、催告等を実施します。また、納付に誠意がなく進展のない滞納者には法令の規定に基づく財産調査(預貯金、給与、生命保険、不動産など)や実態調査を行い、財産がありながら納付されない場合は、速やかに

に差押えを実施します。特別な事情で市税納付が困難な場合は、納税相談を受け付けておりますので、早急に納税課までお越しください。

☎ 納税課 (☎812・2461)

### 中央図書館

ちゅうおうとしょかん

〒604・8401  
中丸太町通七本松西入

☎ 802・3133  
FAX 812・5816

● 中京いきいき市民活動センターのお知らせ

● 中京いきいき市民活動センター(会場も) (☎802・1301)

▼ 英会話教室(中学生以上対象)

日時 ①2月5日から26日まで毎週木曜日(全4回) ②2月17日～18日(初級)

②2月6日～27日まで毎週金曜日(全4回) いずれも18時～19時(初級)、19時～20時(中級)

定員 各クラス8名

参加費 各クラス4千円

申込み ①1月29日(木) ②1月30日(金)まで

### 京都芸術センター

きょうとげいじゅつ

〒604・8156  
中・室町通南側下る

☎ 213・1000  
FAX 213・1004  
E-mail: info@kac.or.jp  
Web: http://www.kac.or.jp

● 映像芸術祭 MOVING 2015

新進のアーティストによる映像の展覧会。映像と音によるライブも行

日時 2月6日(金)～22日(日) 10時～20時

共通チケット 500円(高校生以下無料)

### 中京青少年活動センター

なかぎょうせいしょうねんかつどう

〒604・8147  
中・東洞院通六角下る

☎ 231・0640  
FAX 231・1231  
E-mail: nakagyo@s-kyo.or.jp

● 自習室開放! (無料)

日時 10時～21時(月～土)、10時～18時(日・祝) 水曜休館日

対象 市内に在住・在勤・在学の中学生～30歳までの青少年

## 各種相談のご案内 全て無料

- 問合せ
- ①、②まちづくり推進担当 (☎812-2426)
  - ③京都府行政書士会第5支部 (☎351-1200)
  - ④京都司法書士会 (☎255-2566)
  - ⑤消費生活総合センター (☎256-1110)

### ①弁護士による法律相談

日時 毎週水曜日 13時15分～15時45分  
受付 正午から整理券配布(先着7名) ※相談時間は1人20分程度

### ②行政相談員による困りごと相談

日時 2月5日(木) 13時半～15時

### ③行政書士による相談

日時 2月10日(火) 14時～16時

### ④司法書士による登記・法律相談

日時 1月16日(金) 14時半～16時半、  
2月18日(水) 13時～16時

### ⑤税理士による無料法律相談所

日時 1月26日(月) 13時半～16時

場所 ①、②は区役所1階特別相談室、  
③、④、⑤は区役所4階会議室

## 市・府民税、所得税の申告はお早めに

申告期間：2月16日(月)～3月16日(月) (土・日・祝は除く)

## 中京区役所臨時窓口開設期間

2月2日(月)～3月16日(月) (土・日・祝は除く)

### ■市・府民税の申告をされる方へ

問合せ 京都市市税事務所 (☎746-5819)

市・府民税の申告は、京都市市税事務所及び上記期間中については区役所・支所の臨時窓口で受け付けます。

### 申告が必要な方

平成27年1月1日現在、市内在住で、平成26年中の所得金額が市・府民税の所得控除額(基礎控除や配偶者控除などの合計額)を超える方。ただし、26年分の所得税の確定申告をした方、26年中の所得が給与だけで勤務先から給与支払報告書が提出されている方は、通常、申告は不要です。なお、前年に申告された方には、1月中に申告書の用紙を送付します。

### ■平成27年度 市・府民税の主な変更点

#### ●住宅ローン控除の延長・拡充

所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を、個人市・府民税から控除する制度について、適用期限が平成29年12月31日まで延長されました。なお、平成26年1月から平成29年12月までに居住を開始された方の控除限度額は以下のとおりとなります。

居住年	控除限度額
平成26年1月～3月	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)
平成26年4月～平成29年12月	所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円)※

※消費税率が8%または10%の場合であり、それ以外の

場合の控除限度額は、所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円) です。

※確定申告をされる場合、申告期限の3月16日(月)までに申告されないと、市・府民税の住宅ローン控除が適用されない可能性があります。

#### ●上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る軽減税率の廃止

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率は、特例措置により平成25年12月31日までの支払い分に対し10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率が適用されていましたが、平成26年1月1日以降支払い分より、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されます。平成49年までは復興特別所得税(平成25年0.147%、平成26年以降0.315%)が加算されます。

### ■所得税及び復興特別所得税について

問合せ 中京税務署 (☎842-1601)

※音声案内に従って電話機を操作してください。

※中京税務署は、京都地方合同庁舎に移転しております。

所在地 京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎

#### 申告が必要となる主な方

- ①給与収入が2000万円を超える方
- ②給与を1箇所から受けており、各種の所得金額(給与・退職所得を除く)の合計金額が20万円を超える方
- ③給与を2箇所以上から受けており、年末調整していない給与の収入金額と各種の所得金額(給与・退職所得を除く)との合計金額が20万円を超える方

④平成26年中の事業所得や不動産所得の合計金額が所得控除(基礎控除や配偶者控除などの合計金額)を超える方

### ■確定申告相談のご案内

申告期間中、中京税務署で相談受付。

午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)  
尚、1月中は通常窓口での対応となりますので、混雑状況によっては長時間お待ちいただくこともございます。

#### ●中京区役所(税理士による申告相談を無料でを行います)

日時 2月3日(火)～5日(木) 午前9時～正午、午後1時～午後4時

※混雑の状況により、早めに受付を終了させていただく場合がございます。

場所 4階大会議室

#### ●広域申告センター

日時 2月22日(日)、3月1日(日) 午前9時～午後5時

場所 池坊短期大学アセンブリホール

(四条烏丸西入南側)  
地下鉄四条駅・阪急烏丸駅：26番出口から徒歩2分  
市バス「四条烏丸」下車すぐ

#### ●確定申告書の作成には、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」をご利用ください!

案内に従って金額等を入力するだけで、計算誤りのない申告書等を作成できます。作成した申告書等は、プリンタで印刷し、郵送等でご提出又は、事前準備がお済みの方はインターネットによりデータを送信できます。

下鉄などの公共交通機関をご利用ください。

問合せ 地域 (☎812)